



# 第 1 章

計画の基本的な  
考え方

# 1 計画の基本的な考え方

## 1 計画改定の趣旨

「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」(以下「条例」という。)に基づき、平成16年2月に策定した「目黒区男女平等・共同参画推進計画(平成16年度～平成22年度)」(以下「前推進計画」という。)は、平成22年度末で計画期間を終了します。

前推進計画においては、男女平等・共同参画社会の実現に向けた目標や方向、取り組むべき施策、具体的事業を定めています。各課が事業を実施し、その事業実績を区長の付属機関である目黒区男女平等・共同参画審議会が評価することにより、計画の進捗状況と今後の課題を明らかにしながら男女平等・共同参画を着実に推進してきました。

しかしながら、職場や家庭、地域においては依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、政策決定及び意思決定過程や経済活動への女性の参画、子育てや介護への男性の参画など、いまだ十分に進んでいない状況にあります。

平成19年7月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)では、区市町村による配偶者からの暴力の防止等に関する基本計画の策定が努力義務となるなど、配偶者からの暴力の防止に向けた取組の強化が求められています。また、国において平成19年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、ワーク・ライフ・バランスを推進する動きが急速に広がっています。とりわけ男性に多く見られる仕事偏重のライフスタイルを変換することが求められています。

こうした状況を踏まえ、前推進計画の取組を継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた課題に対応するため、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定します。

## 2 計画の目的

本計画は、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の基本理念に基づき、男女が平等に共同参画する社会づくりに向けて、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、職場、地域などあらゆる分野において共同参画する社会を目指し、区が総合的に施策を展開するためのものです。

## 3 計画の性格・位置付け

- ① 本計画は、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第8条に定める計画です。
- ② 本計画は、前推進計画を継承し、さらに発展させる計画です。
- ③ 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画(平成22年度～平成31年度)」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。
- ④ 本計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、改定するものです。

- ⑤ 本計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、区民及び事業者が協働して取り組む際の指針とするものです。
- ⑥ 施策の推進に当たっては、区の各部門において所管事業として取り組むため、本計画の中では具体的な実施年度、事業費及び実施規模は特定化していません。
- ⑦ 本計画の課題（中項目）3-2「配偶者等からの暴力の防止」を、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けます。

## 4 計画期間

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5か年の計画とします。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

## 5 計画の体系

本計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの目標を設定し、総合的に施策を展開します。

そして、目標を実現するための課題を明らかにし、その課題を解決するため取り組むべき施策の方向や具体的事業等を提示します。

また、目標ごとに一つの課題（中項目）を選定し、重点的に取り組むこととします。重点項目については、社会情勢や前推進計画から引き継ぐ課題等を踏まえ、選定しました。

目標＝大項目	重点項目（課題＝中項目）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	仕事と生活の両立支援
3 人権が尊重される社会の形成	配偶者等からの暴力の防止
4 男女平等・共同参画の推進体制の強化	計画の推進体制の充実

さらに、本計画では、達成状況を確認し、計画の進捗を把握するため、目標とする数量的な指標を設定しました。

## 6 計画の体系図

★=重点項目

目標 (大項目)

課題 (中項目)

施策の方向 (小項目)

1

あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

★ 政策決定及び意思決定  
1 過程への男女平等・共同参画の推進

①審議会などにおける男女平等・共同参画の推進  
②ポジティブ・アクションの推進

2 地域、団体活動の充実  
と男女平等・共同参画の促進

①地域活動への参加促進  
②地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発  
③男女平等・共同参画に関する活動団体への支援

3 働く場における男女平等・共同参画の促進

①事業者における男女平等・共同参画の促進  
②女性のチャレンジ支援  
③区における男女平等・共同参画の推進

4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進

①生涯学習における男女平等教育の促進と支援  
②教員への男女平等・共同参画の意識啓発  
③メディア・リテラシー教育の推進

2

ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と生活の調和)の推進

★ 1 仕事と生活の両立支援

①事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進  
②男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備  
③男性の家庭における自立の促進

2 子育て支援

①多様な保育サービスの充実  
②ひとり親家庭に対する支援  
③地域での子育て支援

3 介護支援

①高齢者の自立支援と社会参加の促進  
②介護事業の充実

### 3

#### 人権が尊重される社会の形成

1 人権を尊重する意識の醸成

- ①あらゆる暴力の防止
- ②セクシュアル・ハラスメントの防止

★  
2 配偶者等からの暴力の防止

- ①暴力の未然防止と早期発見
- ②被害者に対する相談・支援の充実
- ③関係機関・団体等との連携の強化

3 生涯にわたる健康支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進
- ②生涯にわたる健康保持・増進支援

### 4

#### 男女平等・共同参画の推進体制の強化

★  
1 計画の推進体制の充実

- ①推進体制の充実
- ②男女平等・共同参画センター事業の充実

2 計画の進行管理

- ①進捗状況の評価、改善

3 区民、事業者等との協働

- ①協働事業の充実

4 国、東京都、他自治体との連携

- ①国、東京都、他自治体との連携強化

□ 太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

## 7 課題ごとの指標

★=重点項目

目標 (大項目)	課題(中項目)	指 標	現状値	平成27年度 目標値
1 あらゆる分野における 男女平等・共同参画の推進	★ 1 政策決定及び意思決定 過程への男女平等・共同 参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮 問機関の女性委員の割合	32.0%	50%
	2 地域、団体活動の充実 と男女平等・共同参画 の促進	地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	41.3%	50%
	3 働く場における男女平 等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.2%	25%
	4 教育及び学習の場にお ける男女平等・共同参 画への理解促進	学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	73.6%	80%
2 ワーク・ライフ・バランス の推進 (仕事と生活の調和)	★ 1 仕事と生活の両立支援	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」 と思う人の割合	55.1%	70%
	2 子育て支援	-----	-----	-----
	3 介護支援	家庭生活(家事・育児・介護) での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.6%	20%
3 社会の形成 人権が尊重される	1 人権を尊重する意識の 醸成	セクシュアル・ハラスメントの 被害経験者の割合	9.1%	ゼロ
	★ 2 配偶者等からの暴力の防止	身体的暴力の被害経験者の割合	5.1%	ゼロ
	3 生涯にわたる健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツと いう言葉の意味を知っている人の割合	—	20%
4 男女平等・共同参画の 推進体制の強化	★ 1 計画の推進体制の充実	区の男女平等・共同参画施策を 「どれも知らない」人の割合	73.9%	60%
		目黒区男女平等・共同参画セン ターを知っている人の割合	6.9%	20%
	2 計画の進行管理	—	—	—
	3 区民、事業者等との協働	—	—	—
	4 国、東京都、他自治体との連携	—	—	—